

千倉漁村環境改善センター解体工事の制限付き一般競争入札について

制限付き一般競争入札（事後審査型）を次のとおり実施する。

令和3年9月24日

東安房漁業協同組合  
代表理事組合長 佐藤光男

1 制限付き一般入札（事後審査型）に付する事項

工事名	千倉漁村環境改善センター解体工事	
工事場所	南房総市千倉町平館 763 番地 11	
工事期限	令和4年3月25日	
工事の概要	RC造り 3階建て(アスベスト含む) 床面積 1228.467 m <sup>2</sup> (371.61 坪)	
予定価格	落札者の決定後に公表	
最低制限価格	設定なし	
調査基準価格	設定なし	
価格失格判定基準	設定なし	
その他	入札保証金	免除
	契約保証金	契約金額の 1/10 以上の額の契約保証がなされていることが証明される次の(1)～(4)までのいずれかの書類を提出 (1)金融機関の「保証証書」 (2)保証事業会社の「保証証書」 (3)保険会社の「履行保証保険証券」 (4)有価証券の「保管証書」
	前払金	あり(契約金額の40%以内)
	中間前金払・部分払	どちらか選択すること
	建設リサイクル法の適用	あり

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) ア 令和3年度南房総市建設工事等入札参加業者資格者名簿に登載されている者のうち、南房総市工事等請負契約等に係る指名停止等の措置

要領(平成18年南房総市告示第101号)に基づく指名停止期間中でないこと。

なお、指名停止期間中ではないこととは、公告日から開札日までの期間中に指名停止を受けてないことをいう。

- イ 南房総市入札参加業者資格者名簿における各付けがA等級で許可区分が一般及び特定の者
- ウ 県内に本店がある者
- エ 過去当該工事と同種の解体工事を元請として施工した実績がある者
- オ 本工事に、直接的かつ恒常的雇用関係にある、監理技術者又は主任技術者を専任で配置できる者
- カ 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次に該当しない者
  - (ア) 手形交換所により取引停止処分を受けてから2年間経過しない者  
又は本工事の入札日6か月以内に、手形、小切手を不渡りした者
  - (イ) 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続きが開始決定されていない者(国土交通省の一般公入札参加資格再審査の認定を受けていない者を含む。)
  - (ウ) 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がされていない者(国土交通省の一般競争入札参加資格再審査の認定を受けていない者を含む)

### 3 入札参加の申請及び資格確認

本工事の入札に参加できる者は、別に配布する制限付き一般競争入札(事後審査型)参加申請書兼誓約書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

#### (1) 入札参加資格申請書申請期間

- ①提出期間：令和3年9月24日から令和3年10月4日(月)まで
- ②提出方法：郵送(配達記録の残る書留や簡易書留)
- ③提出先：東安房漁業協同組合 電話0470-43-8311

#### (2) 入札参加資格確認審査書

制限付き一般競争入札(事後審査型)参加申請書兼宣誓書  
東安房漁業協同組合のホームページにて配布する  
ホームページの環境がない場合は、東安房漁業協同組合に電話で問合せ

#### (3) 入札参加資格確認審査結果通知

- ①入札参加資格の確認結果通知を令和3年10月5日までにFAXで通知する。
- ②入札参加資格がないと認められたものは、その理由について説明を求める

ことができる。

入札参加資格がないと認められた者が説明を求める場合は、入札参加資格がないとされた通知の日から5日以内に書面を持参して行わなければならない。

#### 4 設計図書等に関する事項

設計図書等の閲覧・入手期間、閲覧・入手場所及び入手方法	東安房漁業協同組合のホームページからダウンロードする。 令和3年9月24日から令和3年10月11日まで。 配布希望は事前に電話で問い合わせ。CD-Rで配布するので未使用のCD-Rと交換。
設計図書等に対する質問期間及び方法	質問は任意書式で作成し、 令和3年9月24日 午前9時00分から 令和3年10月5日 午後5時00分までに 問合せ先に対しFAXで送付すること。 (口頭での質問は受け付けません)
質問の回答	令和3年10月6日 午後5時00分までにFAX又は電子メールで回答する。
問合せ先	東安房漁業協同組合 電話 0470-43-8311

#### 5 入札書の提出に関する事項

##### (1) 入札書の提出方法 (別紙「郵便入札に関する入札書提出の方法」参照)

- ①入札書の提出は郵送(配達記録の残る書留や簡易書留等)にて行うものとし、持参その他の方法によるものは受け付けない。
- ②提出は、令和3年10月8日から令和3年10月12日午後0時までに東安房漁業協同組合必着
- ③落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数の金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった落札希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ④同価格入札の場合、くじ番号による決定方法を実施して落札者を決定するので、入札書のくじ番号の欄に3桁の番号を記載してください。番号の記載がない場合は「999」を割り当てます。

- ⑤入札書を受け付けたら受付番号を電子メール等で通知する。
- (2) 入札回数は1回とする
- (3) 工事費内訳書
  - ①入札書提出時に、入札書に記載されている入札金額(税抜き)に対応した工事費内訳書を提出すること。
  - ②工事費内訳書に記載する金額は、入札書に記載した金額と同額とすること
- (5) 入札参加者は、入札書を提出した後は、開札の前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

## 6 開札等

- (1) 開札の日時
  - 日時：令和3年10月12日 午後1時
  - 場所：東安房漁業協同組合
- (2) 入札参加者又は入札を行ったものが1人である場合には、特別な事情がない限り入札を中止する。
- (3) 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、最低見積もり業者から順次協議する。

## 7 入札の無効

- (1) 次の入札は無効とする。無効入札した者は、再入札できない。
  - ア 入札書が所定の場所及び日時に到着しないとき
  - イ 入札に参加する資格のないものが入札したとき
  - ウ 金額の記載がない入札
  - エ 同一の入札者が2通以上の入札をしたとき
  - オ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないもの
  - カ 金額の重複記載、誤字または脱字があり必要事項が確認できないとき
  - キ 入札者が明らかに協定して入札、その他入札に際し、不正行為があったと認められたとき
- (2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

## 8 落札候補者の決定

- (1) 入札参加者のうち、有効な入札を行った者で、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。以下低い価格で入札した者の順に次順位候補者とする。
- (2) 落札候補者及び次順位候補者が決定したときは、落札を保留し、落札候補

者から順に入札参加資格の有無を確認する。

## 9 同価格の入札者が2人以上ある場合の落札候補者の決定

開札の結果、落札候補者となるべき同価格の入札をしたものが2人以上あるときは、当該入札をしたものを対象にくじ番号による決定方式で落札候補者を決定する。(別紙「落札者となるべき同価格の入札が2社以上ある場合のくじ番号による決定方式(自動決定方式)」参照)

## 10 入札参加資格の確認及び落札者の決定

- (1) 落札候補者となったものは、事後審査に係る資格確認書類を落札候補者となった日から起算して3日以内に東安房漁業協同組合に郵送等により提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- (2) 審査の結果、入札参加資格があると確認されたときは、当該落札候補者を落札者とする。この場合において、すでに審査を行った者を除き、その他の入札参加者の資格確認は行わない。
- (3) 落札者の決定は、原則として開札の日から起算して3日以内に行い、落札者が決定したときは全入札者に対し速やかにその旨を通知するとともに、当該落札者には契約に必要な手続きについて指示する。
- (4) 審査の結果、入札参加資格がないと確認したときは、当該落札候補者がした入札を無効とし、速やかにその旨を当該落札候補者に連絡するとともに、次順位候補者に資格確認書類提出を指示する。
- (5) (4)の規定により、入札参加資格を有しない旨の通知を受けた者で異議のある者は、通知を受けた日から5日以内に書面をもって理由の説明を求められることができる。
- (6) (1)から(5)までの規定は次順位候補者に資格確認書類の提出を指示した場合において準用する。

## 11 契約の締結

- (1) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から7日以内に契約を締結しなければならない。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。

## 12 異議申立て

入札した者は、入札後、設計図書及び契約条項について不明を理由として異議を申し立てることはできない。

### 1 3 その他

- (1) 資格確認書類作成説明会及び現場説明会は実施しない。
- (2) 提出された資格確認書類は、返却しない。  
なお、無断で公表および使用することはしない。
- (3) 工期は事情による変更することがある。
- (4) 入札参加者は、該当する公告及び関係書類を熟読し、入札に参加すること。
- (5) 該当する公告により技術者の専任配置を必要とする入札において、落札者は資格確認書類として提出した配置予定の技術者を当該工事現場に専任配置すること。

なお、配置した技術者は専任が必要とされる期間は、病気、死亡又は退職した場合(以下「やむを得ない理由」という。)以外変更は認めないものとし、法令上の規定による場合以外は、他の工事等と兼任することを認めないとするが、やむを得ない理由により変更する場合は、当該技術者と同等以上の資格及び経験を有する者を専任で配置すること。